

公立大学法人首都大学東京の利益処分の承認の考え方について

1 承認の考え方

公立大学法人首都大学東京（以下「法人」という。）の利益処分において、地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額は、「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（総務省告示）（以下「会計基準」という。）」に基づき、以下のいずれの要件にも合致する場合に承認する。

- ①当該事業年度における経営努力により生じたと認められるもの
- ②法第26条第2項第6号に基づき、中期計画に定めた剰余金の使途に充てようとするもので、かつ合理的な使途であると認められるもの

2 経営努力認定の考え方

経営努力認定にあたっては、「会計基準第71（法第40条第3項による承認の額）〈参考〉経営努力認定の考え方」（以下、「会計基準71〈参考〉」という。）に基づき、以下のとおり財源別に認定の考え方を定めるものとする。

いずれの場合にも、経営努力認定を受けようとする場合には、法人の経営努力により生じたものであること及び、剰余金の使途が中期計画に定めた剰余金の使途であり、かつ合理的な使途であることについて、法人自らの根拠を立証しなければならない。

具体的な認定方法については、別紙「経営努力の認定方法について」に定めるところによる。

- ①運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益によるもの
〈対象〉 授業料収益、入学金収益、受託研究等収益等
〈考え方〉 会計基準71〈参考〉4（1）に基づき、運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益については、経営努力により生じたものとして認定する。
- ②効率化係数対象の運営費交付金収益によるもの
〈対象〉 標準運営費交付金のうち効率化係数が係る部分の剰余金
〈考え方〉 会計基準71〈参考〉4（2）に基づき、中期計画（年度計画）の記載内容に照らして、本来行うべき業務を効率的に行ったために費用が減少し、その結果発生した利益については、原則として経営努力によるものと認定する。ただし、当該交付金については、都が求める業務の効率化が、効率化係数という一定のルールの下に行われていることから、認定基準については、別紙のとおりとする。
- ③効率化係数対象外の運営費交付金収益によるもの（特定運営費交付金によるものを除く）
〈対象〉 標準運営費交付金のうち効率化係数が係らない部分の剰余金
〈考え方〉 重点事業や新規事業の立ち上げに要する経費であり、都として一件別に事業進捗を管理する性質のものである。したがって、事業計画の変更の可能性が小さく、客観的な進捗度の把握が可能であることから、計画どおり事業を実施し、業務を効率的に行ったために費用が減少し、その結果発生した利益については、原則として経営努力によるものと認定する。

3 経営努力として認められないもの

- ①運営費交付金収益によるもののうち、使途を特定して交付された特定運営費交付金によるもの
- ②本来行うべき業務を行わなかったために費用・収益が減少したものと認められるもの
⇒ 例 ・在籍者数が定員に満たない場合
・目的を達する前に、年度途中で事業を中止した場合（再構築によるものなどは除く）
・必要な教員の補充を行わなかった場合

経営努力の認定方法について

「公立大学法人首都大学東京の利益処分の承認の考え方について」（平成20年12月25日付20総首大第365号総務局首都大学支援部長決定）に基づき、公立大学法人首都大学東京（以下、法人という）の経営努力認定にあたっては、財源別に認定を行うものとし、その方法については以下のとおりとする。

（1）運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益によるもの

法人は東京都に対し、金額を報告し、東京都は経営努力として認定する。

（2）効率化係数対象の運営費交付金収益によるもの

法人は東京都に対し、金額と剰余金の発生要因を報告し、東京都は当該剰余金が本来行うべき業務を法人が行わなかったために生じたものではないことを確認した上、剰余金の全部又は一部を経営努力として認定する。

なお、認定の前提として、東京都地方独立行政法人評価委員会が行う法人の業務実績評価の項目別評価において、「1年度計画を順調に実施している。」もしくは「2年度計画をおおむね順調に実施している。」との評価を、評価項目のおおむね80%以上で得ていることを条件とする。

また、学生収容定員に対して、収容数が学部においては100%、大学院および高等専門学校においては90%に満たなかった場合は、未充足分（入学金及び授業料相当額）を認定額から控除する。

（3）効率化係数対象外の運営費交付金収益によるもの（特定運営費交付金によるものを除く）

法人は東京都に対し、事業毎に金額と事業の進捗を報告し、東京都は法人が計画どおり事業を実施し、かつ業務を効率的に行った結果、剰余金が発生したことを確認した上で、剰余金の全部又は一部を経営努力として認定する。

なお、経営努力認定を受ける場合の報告方法及び様式については、剰余金の使途の報告方法と併せて別途通知する。